

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 成年後見制度利用促進体制整備推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部地域福祉課地域福祉係 電話番号：058-272-8435

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,528 千円 (前年度予算額：1,528 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,528	764	0	0	0	0	0	0	764
要求額	1,528	764	0	0	0	0	0	0	764
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成 28 年法律第 29 号) 第 12 条第 1 項に基づき国が策定した成年後見制度利用促進基本計画において、市町村の連携ネットワーク・中核機関の設置に向けた支援の実施が求められている。
- ・これまでに中核機関を設置した市町村は 2 市のみで、広域化も含めて県内すべての市町村に中核機関を設置するには、県からの積極的な支援が必要。

(2) 事業内容

○成年後見制度利用促進連携会議の開催

圏域ごとに、市町村及び市町村社協、弁護士等専門職員等が出席する会議を開催し、各地域の実情に応じた取組を支援することで、市町村における中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築を推進する。

○体制整備アドバイザーの派遣

希望する市町村に、中核機関の単独設置又は広域設置をした県内外の先進地域の方 (体制整備の実務を理解している方) をアドバイザーとして派遣し、市町村に直接的・具体的に支援することで体制整備を推進する。

今後の期待される展開

- ・連携ネットワーク及び中核機関を設置する市町村数の増加が期待される。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国、県負担割合：国 1 / 2 県 1 / 2
- ・国補助金（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）を活用して実施。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	650	専門職・アドバイザー報償費
旅費	588	専門職・アドバイザー費用弁償、職員旅費
その他	290	消耗品費、役務費、使用料
合計	1,528	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

県地域福祉支援計画、成年後見制度利用促進基本計画（H29.3 閣議決定）

(2) 国・他県の状況

成年後見制度利用促進基本計画に係る K P I

- ・令和3年度末までに全市町村で中核機関を整備

愛知県「成年後見制度利用連携・相談体制整備事業」

静岡県「成年後見制度利用促進のための関係機関連携促進事業」

(3) 後年度の財政負担

県内市町村の中核機関設置にめどが立つまで実施。

国補助金（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）を活用する。

事業評価調査書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
国の成年後見制度利用促進基本計画の行程表で定める令和3年度末までに県内市町村の中核機関設置を完了する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
県内市町村の中核機関の設置数	0件 (H30)	— (—)	2市 (R1)	13市町村 (R2)	42市町村 (R3)	30.9%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
「成年後見制度利用促進研修会の開催」
（内容）成年後見制度の利用促進を図るため、市町村職員等を対象に、専門家による講演及び先進事例の紹介を行う研修会を開催した。
（参加者）93名（市町村職員、社会福祉協議会職員、関係機関職員等）

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
市町村職員や関係機関職員に対して、中核機関の設置等について周知を図ることができた。令和3年度末の設置に向けて、市町村における取組が進むことが見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</p>	
(評価) ○	<p>連携ネットワーク及び中核機関の設置等、成年後見制度利用促進の体制を整えるうえで必要不可欠な事業であり、事業の必要性が極めて高い。 ※成年後見制度利用促進体制整備推進事業の対象</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価) －	<p>どの地域においても判断能力が低下した高齢者等必要な人が、成年後見制度を利用できるようにするためには、必要な事業である。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p>	
(評価) ○	<p>県が直接実施することで、各地域の実情に合わせた取組の推進を図ることができる。</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 ニーズや財政規模が小さい市町村が広域設置する場合の調整や手続きが課題。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、すべての市町村において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置を図る。</p>
--